

建築物省エネ法 法改正についての重要なお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 4 月に施行された建築物省エネ法について、令和元年 5 月 17 日に改正建築物省エネ法が公布されました。現行法からの主な改正点をお伝え致します。

【2019 年 11 月 16 日施行】

- ①届出義務制度の審査手続きの合理化と基準適合の徹底 →住宅性能評価書・BELS 評価書の活用、評価方法簡素化、指示・命令ガイドラインの策定
- ②住宅トップランナー制度の対象拡大→注文住宅、賃貸アパートの追加
- ③性能向上計画認定（容積率特例）の対象に複数の建築物の連携による取組を追加

【2021 年 4 月施行予定】

- ④省エネ適判対象の拡大→300 m²以上の非住宅建築物に見直し
- ⑤小規模（延床面積 300 m²未満を想定）の住宅・建築物の新築等の際に設計者から建築主へ省エネ性能に関する説明の義務付け
- ⑥地方公共団体による省エネ基準強化措置→条例で省エネ基準を強化

建築物省エネ法における現行制度と改正法との比較（規制措置）

	現行制度			改正法	
	建築物	住宅		建築物	住宅
大規模 (2,000m ² 以上)	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず 必要と認める場合、 指示・命令等】	→	特定建築物 適合義務 【建築確認手続きに連動】	届出義務 【基準に適合せず 必要と認める場合、 指示・命令等】
中規模 (300m ² 以上 2,000m ² 未満)	届出義務 【基準に適合せず 必要と認める場合、 指示・命令等】	届出義務 【基準に適合せず 必要と認める場合、 指示・命令等】		適合義務 【建築確認手続きに連動】	所管行政庁の 審査手続きを合理化 ⇒ 監督（指示・命令等） の実施に重点化
小規模 (300m ² 未満)	努力義務 【省エネ性能向上】	努力義務 【省エネ性能向上】 トップランナー制度* 【トップランナー基準適合】 対象住宅 持家 建売戸建		→	努力義務 【省エネ基準適合】 + 建築士から建築主への 説明義務

※ 大手住宅事業者について、トップランナー基準への適合状況が不十分であるなど、省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認める場合
国土交通大臣の勧告・命令等の対象とする

改正法の施行に関わる主なスケジュール

□ 公布 ■ 施行 □ 6ヶ月施行関連 □ 2年施行関連

	2019.4	2019.10	2020.4	2021.4
法律	5/17 公布	11月16日 6ヵ月施行 ○届出監督強化 ○トップランナー制度拡充 ○複数建物認定		4月頃 2年施行 ○適合義務対象拡大 ○説明義務等
政令 施行規則 関連告示		公布 パブリックコメント	11月16日 6ヶ月施行関連施行	パブリックコメント (時期未定) 2年施行関連公布 4月頃 2年施行関連施行
基準省令 関連告示		基準等小委員会 公布 パブリックコメント	11月16日 6ヶ月施行関連施行	4月頃 2年施行関連施行

今後、具体的な内容が明らかになります。公表され次第、弊社も情報提供していく予定です。

国土交通省 「建築物省エネ法のページ」

URL: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_tk4_000103.html

QR コード



ご一読ありがとうございます。

今後ともよろしく願い申し上げます。

株式会社 ティーディーシー